

## さいたま市水道局建設工事等低入札価格取扱要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、さいたま市水道局が発注する建設工事（以下「工事」という。）並びにさいたま市水道局が発注する建設工事に伴う設計、調査及び測量業務（以下「業務」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）を執行するにあたり、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合における落札者の決定に関し必要な手続を定めるものとする。

### (対象とする契約)

**第2条** この要綱は、競争入札により次の各号に掲げる請負契約を締結しようとする場合において適用する。ただし、単価契約、一抜け方式により入札を実施する契約及び参加意向確認型指名競争入札による契約については、金額、規模、時期等を総合的に勘案し、個別案件毎に判断し適用する。

- (1) 設計金額が3億円以上の工事の請負契約
- (2) さいたま市水道局建設工事総合評価方式試行要綱（平成31年さいたま市水道局設定。以下、「試行要綱」という。）に基づき、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）による競争入札を行う請負契約
- (3) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の規定の適用を受ける業務の請負契約

### (調査基準価格)

**第3条** 工事又は業務を所管する部長は、契約を締結しようとする場合は、契約ごとに契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

- 2 工事における調査基準価格は、原則として、直接工事費に100分の97を乗じて得た額（一円未満切捨て）、共通仮設費に100分の90を乗じて得た額（一円未満切捨て）、現場管理費に100分の90を乗じて得た額（一円未満切捨て）及び一般管理費に100分の68を乗じて得た額（一円未満切捨て）の合計額に千円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨て、端数整理後の合計額に100分の110を乗じて得た額とし、工事を所管する部長が定める。
- 3 前項の規定により算出した調査基準価格が、予定価格に10分の9.3（上限値）を乗じて得た額を超える場合においては、予定価格に10分の9.3（上限値）を乗じて得た額、予定価格に10分の7.5（下限値）を乗じて得た額に満たない場合においては、予定価格に10分の7.5（下限値）を乗じて得た額とし、工事を所管する部長が定める。
- 4 特例政令の規定の適用を受ける工事及び総合評価方式による競争入札を行う工事における調査基準価格について、前2項の規定により定めることが困難な場合においては、予定価格に10分の9.3（上限値）から予定価格に10分の7.5（下限値）を乗じて得た額の範囲内で、工事を所管する部長が定める。

- 5 特例政令の規定の適用を受ける業務における調査基準価格は、予定価格に100分の85（上限値）から予定価格に100分の60（下限値）を乗じて得た額の範囲内で、業務を所管する部長が定める。

**（調査基準比較価格の端数計算）**

**第4条** 前条第3項、第4項及び第5項の規定により調査基準価格を算出する場合には、調査基準価格に110分の100を乗じて得た額（以下「調査基準比較価格」という。）に、千円未満の端数がない額とする。

- 2 前条第3項、第4項及び第5項の規定により上限値を用いて調査基準価格を算出する場合には、予定価格に上限値及び110分の100を乗じて得た額とし、その額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てる。

- 3 前条第3項、第4項及び第5項の規定により下限値を用いて調査基準価格を算出する場合には、予定価格に下限値及び110分の100を乗じて得た額とし、その額に千円未満の端数がある場合には、これを切り上げる。

**（失格基準）**

**第5条** 管財課長は、調査基準価格を定めた工事の契約について、当該契約の内容に適合した履行がされないと認められる場合の基準（以下「失格基準」という。）を入札金額（入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額であり、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額をいう。以下同じ。）について定めるものとする。ただし、特例政令の規定の適用を受ける工事及び第3条第4項に規定する方法により調査基準価格を定めた総合評価方式による競争入札を行う工事を除く。

- 2 入札金額の失格基準は、直接工事費に100分の95を乗じて得た額（一円未満切捨て）、共通仮設費に100分の85を乗じて得た額（一円未満切捨て）、現場管理費に100分の90を乗じて得た額（一円未満切捨て）及び一般管理費に100分の68を乗じて得た額（一円未満切捨て）の合計額とし、その合計額に千円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。ただし、第3条第3項に規定する上限値を用いて調査基準価格を算出した場合には、その算出した調査基準価格における調査基準比較価格に100分の98を乗じて得た額とし、その額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てる。

**（調査基準価格を下回る価格による入札）**

**第6条** 管財課長は、競争入札の結果、予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内の価格が調査基準比較価格を下回る価格である場合には、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について低入札価格調査を行う。

- 2 前条第1項の規定により失格基準を定めた契約において、低価格入札者（再度入札を実施した場合の低価格入札者を含む。）のうち、当該失格基準を下回る入札をした者は、失格とする。

- 3 管財課長は、低価格入札者に対し、以下に掲げる書類の提出を求め、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて工事担当課又は予算所管課に調査の依頼を行う。

ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（様式第1号）

- イ 当該価格で入札した理由（様式第2号）
  - ウ 直接工事費に係る内訳書（様式第3号）
  - エ 共通仮設費に係る内訳書（様式第4号）
  - オ 下請予定業者等一覧表（様式第5号）
  - カ 配置予定技術者名簿（様式第6号）
  - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（様式第7号）
  - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（様式第8号）
  - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式第9号）
  - コ 手持ち資材の状況（様式第10号）
  - サ 資材購入予定先一覧（様式第11号）
  - シ 手持ち機械の状況（様式第12号）
  - ス 機械リース元一覧（様式第13号）
  - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式第14号）
  - ソ 誓約書（様式第15号）
  - タ 社会保険等への加入状況届（様式第16号）
- 4 管財課長は、特例政令の規定の適用を受ける請負契約又は水道事業管理者が特に必要と認めた請負契約にあつては、直近2か年分の財務諸表等（決算報告書）の写し（低価格入札者が特定共同企業体である場合は全ての構成員分）の提出を求め、調査を行う。
- 5 前2項に規定する書類について、別に定める提出期限内に提出を行わなかった低価格入札者がした入札は失格とする。
- 6 管財課長は、第3項及び第4項に規定する低入札価格調査において、必要がある場合は、低価格入札者について意見聴取を行うことができる。
- 7 第3項及び第4項に規定する低入札価格調査は、次の各号に掲げる請負契約の区分に応じ、当該各号に定める順序で行う。
- (1) 第2条第1号及び第3号の請負契約
    - ア 低価格入札者のうち最低入札価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）
    - イ 低価格入札者（アを除く。）
  - (2) 第2条第2号の請負契約のうち、試行要綱第3条第1項第1号及び第2号の型式によるもの
    - ア 最低価格入札者
    - イ 低価格入札者（アを除く。）
  - (3) 第2条第2号の請負契約のうち、試行要綱第3条第1項第3号の型式によるもの
    - ア 第一順位者
    - イ 低価格入札者（アを除く。）
- 8 前項各号の順序で行う低入札価格調査は、前項第1号の請負契約にあつては最低価格入札者、前項第3号の請負契約にあつては第一順位者について当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認める場合においては、当該契約について他の低価格入札者の低入札価格調査を省略することができる。
- 9 工事担当課長又は予算所管課長は、第3項の規定による調査の結果について、第7項

第1号及び第2号の請負契約にあつては落札保留の通知をした日、同項第3号の請負契約にあつては第一順位者の決定を通知した日の翌日から起算して7日以内（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）に管財課長に回答する。

**（調査結果による措置）**

**第7条** 管財課長は、前条第3項及び第4項の規定による調査の結果、当該入札価格によつても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認める場合においては、第6条第7項各号に規定する順序で低入札価格調査を行つて落札者を決定し、そのおそれがあると認める場合においては、当該調査結果について低入札価格調査委員会の審査を受けなければならない。

**（低入札価格調査委員会の審査結果を踏まえた落札者の決定）**

**第8条** 管財課長は、前条の規定による低入札価格調査委員会の審査結果を踏まえ、当該入札価格によつても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認める場合においては、第6条第7項各号に規定する順序で低入札価格調査を行つて落札者を決定し、そのおそれがあると認める場合においては、失格とし、落札者とししないものとする。

2 前項後段にあたる場合においては、次の各号に掲げる請負契約または場合の区分に応じ、当該各号に定める低価格入札者に対し、第6条から前項までの規定を準用し調査を行う。ただし、当該入札者がいない場合においては、管財課長は落札者を決定するものとする。

(1) 第6条第7項第1号及び第2号の請負契約 最低価格入札者に次いで入札価格が低い者

(2) 第6条第7項第3号の請負契約 新たな第一順位者

3 低入札価格調査委員会の審査結果を踏まえた落札者の決定については、原則として第6条第9項に規定する通知日の翌日から起算して21日以内（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）に対象業者に通知するものとする。ただし、低入札価格調査委員会の審査をすることなく落札者とする場合においては、第6条第9項に規定する通知日の翌日から起算して14日以内（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）に対象業者に通知するものとする。

**（低入札価格調査委員会の設置）**

**第9条** 第7条に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて審査するため、低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

**（調査委員会の組織）**

**第10条** 調査委員会の会長及び委員は、さいたま市水道局契約審査委員会の委員長及び委員をもってこれに充てる。

**（調査委員会の会長等の職務）**

**第11条** 会長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

**（調査委員会の開催）**

**第12条** 調査委員会は、必要の都度会長が招集する。

- 2 調査委員会は、過半数の委員の出席がなければ開催することができない。
- 3 緊急かつ、やむを得ない理由により調査委員会を開催できないときは、調査事項を記載した書面を委員に回付して、調査委員会の開催に代えることができる。

(事務局)

**第13条** 調査委員会の事務局を水道局業務部管財課に置く。

**附 則**

この要綱は、平成13年5月1日から実施する。

**附 則**

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

**附 則**

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年6月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年10月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

**附 則**

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後のさいたま市水道局建設工事低入札価格要綱の規定は、平成20年11月21日から適用する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成21年1月27日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

**附 則**

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成21年4月8日から施行し、この要綱による改正後のさいたま市水道局建設工事等低入札価格取扱要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成21年3月31日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお、従前

の例による。

**附 則**

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成21年10月22日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお、従前の例による。

**附 則**

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成22年9月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお、従前の例による。

**附 則**

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成24年4月20日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお、従前の例による。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年6月24日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

**附 則**

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例

による。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。  
(さいたま市水道局建設工事低入札価格取扱要綱運用指針の廃止)
- 2 さいたま市水道局建設工事低入札価格取扱要綱運用指針は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の第3条第3項の規定は、この要綱の施行の日以後に公告又は指名通知を行った契約について適用し、同日前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行日前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月15日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行日前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

様式第1号（第6条関係）

低入札価格調査に係る書類の提出について

年 月 日

私下記工事の入札において申込みを行った金額は、調査基準価格を下回りましたが、失格基準による低入札価格調査に該当しなかったため、書類及び意見聴取による低入札価格調査の書類を別添のとおり提出します。

記

- 1 工事名
- 2 履行場所
- 3 開札日

（あて先）さいたま市水道事業管理者

住 所  
氏 名



当該価格で入札した理由

工 事 名

履行場所

1. 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から記載する。
2. 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費の各費目別に、自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載するとともに、各理由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する。（以下の様式によっては自社が入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。）





様式第5号（第6条関係）

下請予定業者等一覧表

工 事 名  
履行場所

工期	自 年 月 至 年 月	入札金額 (税抜)	円
----	----------------	--------------	---

	担当工事内容	会社名	工期	経費内訳				
				資材	機械	労務	その他	計
下請 工事			年 月～ 年 月					
			年 月～ 年 月					
			年 月～ 年 月					
			年 月～ 年 月					
			年 月～ 年 月					

	納入内容	会社名	納期	見積額
資材			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	

	リース内容	会社名	リース期間	見積額
機 械 リ ー ス			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	

	労務内容	会社名	期間	見積額
労務			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	

	内容	会社名	期間	見積額
交 通 誘 導 員			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	

下請工事業者、資材納入業者、機械リース業者、交通誘導員派遣業者等について記入。



様式第7号（第6条関係）

手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

工 事 名

履行場所

工事名（履行場所）	発注者名	工期	金額	元請、下請の別
				元請・下請
【経費削減可能額及びその根拠】				

工事名（履行場所）	発注者名	工期	金額	元請、下請の別
				元請・下請
【経費削減可能額及びその根拠】				

工事名（履行場所）	発注者名	工期	金額	元請、下請の別
				元請・下請
【経費削減可能額及びその根拠】				

当該工事現場付近（半径10km程度）の手持ち工事（公共工事、民間工事は問わない。）のうち、当該工事の工事費の縮減に寄与するものを記載する。また、当該手持ち工事が当該工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて記載する。

様式第8号（第6条関係）

手持ち工事の状況（対象工事関連）

工 事 名

履行場所

工事名（履行場所）	発注者名	工期	金額	元請、下請の別
				元請・下請
【経費削減可能額及びその根拠】				

工事名（履行場所）	発注者名	工期	金額	元請、下請の別
				元請・下請
【経費削減可能額及びその根拠】				

工事名（履行場所）	発注者名	工期	金額	元請、下請の別
				元請・下請
【経費削減可能額及びその根拠】				

当該工事と同種又は同類の手持ち工事（公共工事、民間工事は問わない。）のうち、当該工事の工事費の縮減に寄与するものを記載する。また、当該手持ち工事が当該工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて記載する。

様式第9号（第6条関係）

契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係

工 事 名

履行場所

案内図

理由

調査対象者の事務所、倉庫等のうち、当該工事の工事費の縮減に寄与するものについて記載する。当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより、当該工事に関する現場事務所、倉庫、資材保管場所等に係る営繕費や資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など、どの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて記載する。













誓約書

年 月 日

私が下記の工事の入札において申込みを行った金額は、調査基準価格を下回り、低入札価格調査の対象となりましたが、下請予定業者や資材納入予定業者などの見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せすることは致しません。

また、工事の施工に当たっては、品質、安全等の確保に万全を期し、粗雑工事を行いません。

以上のとおり誓約します。

記

- 1 工事名
- 2 履行場所
- 3 申込みに係る金額（税込）

（あて先）さいたま市水道事業管理者

住 所  
氏 名

社会保険等への加入状況届

(あて先) さいたま市水道事業管理者

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

当社及び下記工事に予定している一次下請業者の社会保険等の加入状況は下記のとおりです。

なお、一次下請業者が決まっていない作業についても社会保険等に加入している業者に下請工事を発注することを誓約します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工事場所
- 3 入札金額
- 4 当社の社会保険等の加入状況

種 別	加入状況	事業所整理番号等
健康保険	加入・適用除外	
厚生年金保険	加入・適用除外	
雇用保険	加入・適用除外	

共同 企 業 体 の と き 構 成 員	住 所 企業名 代表者名	加入・適用除外	
	種 別	加入状況	事業所整理番号等
	健康保険	加入・適用除外	
	厚生年金保険	加入・適用除外	
	雇用保険	加入・適用除外	
	住 所 企業名 代表者名	加入・適用除外	
	種 別	加入状況	事業所整理番号等
	健康保険	加入・適用除外	
	厚生年金保険	加入・適用除外	
	雇用保険	加入・適用除外	

※ 構成員の記入欄が不足する場合は、追加して記入すること。

- 5 一次下請（予定）業者の社会保険等の加入状況

\* 一次下請（予定）業者とは、上記1の工事について低入札価格調査対象者と建設業法第2条第4項に規定する下請契約を締結する者又は契約予定の者をいう。

一次下請（予定）業者については、 次頁のとおりです。  全て未定です。

住 所 企 業 名 代 表 者 名		
種 別	加入状況	事業所整理番号等
健康保険	加入・適用除外	
厚生年金保険	加入・適用除外	
雇用保険	加入・適用除外	
住 所 企 業 名 代 表 者 名		
種 別	加入状況	事業所整理番号等
健康保険	加入・適用除外	
厚生年金保険	加入・適用除外	
雇用保険	加入・適用除外	
住 所 企 業 名 代 表 者 名		
種 別	加入状況	事業所整理番号等
健康保険	加入・適用除外	
厚生年金保険	加入・適用除外	
雇用保険	加入・適用除外	
住 所 企 業 名 代 表 者 名		
種 別	加入状況	事業所整理番号等
健康保険	加入・適用除外	
厚生年金保険	加入・適用除外	
雇用保険	加入・適用除外	
住 所 企 業 名 代 表 者 名		
種 別	加入状況	事業所整理番号等
健康保険	加入・適用除外	
厚生年金保険	加入・適用除外	
雇用保険	加入・適用除外	
住 所 企 業 名 代 表 者 名		
種 別	加入状況	事業所整理番号等
健康保険	加入・適用除外	
厚生年金保険	加入・適用除外	
雇用保険	加入・適用除外	

※ 一次下請（予定）業者の記入欄が不足する場合は、追加して記入すること。

< 4、5 共通 >

- ※ 公告日現在において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」を添付すること。（注）共同企業体の構成員、一次下請（予定）業者についても添付すること。
- ※ 社会保険等への加入が法令によって適用除外になっている者は、【別紙】「社会保険等の適用除外に関する誓約書」を提出すること。



社会保険等への加入状況届

（あて先）さいたま市水道事業管理者

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

当社及び下記工事に予定している一次下請業者の社会保険等の加入状況は下記のとおりです。

なお、一次下請業者が決まっていない作業についても社会保険等に加入している業者に下請工事を発注することを誓約します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 入札金額
- 4 当社の社会保険等の加入状況

種 別	加入状況	事業所整理番号等
健康保険	加入・適用除外	
厚生年金保険	加入・適用除外	
雇用保険	加入・適用除外	

共同 企 業 体 の と き 構 成 員	住 所 企業名 代表者名	加入・適用除外	
	種 別	加入状況	事業所整理番号等
	健康保険	加入・適用除外	
	厚生年金保険	加入・適用除外	
	雇用保険	加入・適用除外	
	住 所 企業名 代表者名	加入・適用除外	
	種 別	加入状況	事業所整理番号等
	健康保険	加入・適用除外	
	厚生年金保険	加入・適用除外	
	雇用保険	加入・適用除外	

※ 構成員の記入欄が不足する場合は、追加して記入すること。

- 5 一次下請（予定）業者\*の社会保険等の加入状況

\* 一次下請（予定）業者とは、上記1の工事について低入札価格調査対象者と建設業法第2条第4項に規定する下請契約を締結する者又は契約予定の者をいう。

住 所 企 業 名 代 表 者 名		
種 別	加入状況	事業所整理番号等
健康保険	加入・適用除外	
厚生年金保険	加入・適用除外	
雇用保険	加入・適用除外	
住 所 企 業 名 代 表 者 名		
種 別	加入状況	事業所整理番号等
健康保険	加入・適用除外	
厚生年金保険	加入・適用除外	
雇用保険	加入・適用除外	
住 所 企 業 名 代 表 者 名		
種 別	加入状況	事業所整理番号等
健康保険	加入・適用除外	
厚生年金保険	加入・適用除外	
雇用保険	加入・適用除外	
住 所 企 業 名 代 表 者 名		
種 別	加入状況	事業所整理番号等
健康保険	加入・適用除外	
厚生年金保険	加入・適用除外	
雇用保険	加入・適用除外	
住 所 企 業 名 代 表 者 名		
種 別	加入状況	事業所整理番号等
健康保険	加入・適用除外	
厚生年金保険	加入・適用除外	
雇用保険	加入・適用除外	
住 所 企 業 名 代 表 者 名		
種 別	加入状況	事業所整理番号等
健康保険	加入・適用除外	
厚生年金保険	加入・適用除外	
雇用保険	加入・適用除外	

※ 一次下請（予定）業者の記入欄が不足する場合は、追加して記入すること。

< 4、5 共通 >

- ※ 公告日現在において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」を添付すること。（注）共同企業体の構成員、一次下請（予定）業者についても添付すること。
- ※ 社会保険等への加入が法令によって適用除外になっている者は、【別紙】「社会保険等の適用除外に関する誓約書」を提出すること。

社会保険等の適用除外に関する誓約書

当社は下記工事の公告日において健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全部又は一部が下記のとおり法令で適用除外になっています。

記

- 1 工事名
- 2 公告日
- 3 社会保険等の適用除外状況

保険名	加入状況	下記保険の適用除外理由
健康保険	加入・適用除外	
厚生年金保険	加入・適用除外	
雇用保険	加入・適用除外	

(あて先) さいたま市水道事業管理者

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

- ※1 本誓約書において社会保険等とは健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険を、厚生年金保険とは厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険を、雇用保険とは雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険をいいます。
- ※2 誓約書提出者が各保険に「法令で適用除外」に該当するかどうかを確認するときは、健康保険及び厚生年金保険については日本年金機構（年金事務所）に、雇用保険については厚生労働省（公共職業安定所）にお問合せください。